

令和4年3月30日

## 指定旧供給地点の変更の許可について

近畿経済産業局長から、阪神瓦斯産業株式会社（法人番号 5140001050678）による指定旧供給地点の変更の許可の申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 36 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329 資第 5 号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第 1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略  
20220328 近畿第 17 号  
令和 4 年 3 月 30 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点変更の許可について（回答）

令和 4 年 3 月 28 日付け 20220325 近畿第 4 号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点の変更の許可について、許可することに異存はありません。